

【更新日：令和6年1月26日】このQ & Aは、随時内容を更新してまいりますので、補助金を申請予定の方は、更新日が最新のことを適宜確認してください。

令和6年度経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金に係る
経営革新計画の策定についてQ & A

※経営革新計画の承認は、補助金の交付を保証するものではありません。補助金の審査において、申請内容が不適切と認められた場合は、交付を受けられないことがあります。

【目次】

1. 経営革新計画について
2. 令和6年度経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金に係る経営革新計画について
3. 計画の変更について（令和6年度経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金を申請する予定の事業者の方）

1. 経営革新計画について

Q 1 経営革新計画とは何か

A 1 事業者自らの創意工夫に基づく新事業活動（新たな取組）により、経営の向上を図る事業計画のことです。

制度の概要及び申請手続の詳細は、福岡県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin-seidogaiyou.html>

Q 2 新事業活動は、どのような取組が該当するのか

A 2 新事業活動は、次の6つの類型に該当する取組のことをいいます。各類型の具体例については福岡県ホームページに掲載の「経営革新計画申請の手引き」に記載されていますのでご確認ください。

- (1) 新商品の開発又は生産
- (2) 新役務（サービス）の開発又は提供
- (3) 商品の新たな生産又は販売方式の導入
- (4) 役務（サービス）の新たな提供方式の導入

(5) 技術に関する研究開発及びその成果の利用

(6) その他新たな事業活動

なお、以下のような既存事業の営業活動や更新作業、既存事業の規模の拡大、事業環境の整備は、新事業活動には該当しませんのでご注意ください。

(1) 既存事業の営業活動や更新作業

- ・民間学童施設が、顧客獲得のため告知チラシを作成する。
- ・美容室が、店内の壁紙を張り替えて店舗の外壁も再塗装する。
- ・学習塾が、5年前に立ち上げたホームページを更新する。

(2) 既存事業の規模の拡大

- ・専門料理店が、2号店を出店する。
- ・印刷会社が、2台目の印刷機を導入する。
- ・写真館が、駐車場の拡幅工事を行う。

(3) 事業環境の整備

- ・居酒屋が、空気清浄機能付きエアコンを店内に設置する。
- ・飲食店が、入口ドアを自動ドアに交換する。
- ・リサイクルショップが、店頭で電灯表示看板を付ける。

Q 3 計画の作成から承認まで、どの程度時間がかかるか

A 3 内容によりませんが、計画の作成に1～2か月程度、申請後の承認に1か月程度かかります。

なお、計画内容が不十分な場合や書類不備が多い場合は3か月以上かかることもあります。

Q 4 計画の承認は、いつ受けられるのか

A 4 提出期限までに申請のあった計画については随時審査を行い、承認を行うこととしています。計画内容が不十分である場合や申請書類に不備が多い場合は、承認を受けられない可能性があります。

Q 5 支援機関の作成相談はいつまでに受ければ良いか

A 5 計画を初めて作成する方、補助申請を予定している方は、最寄りの商工会議所

や商工会、税理士など国の認定を受けた支援機関での作成相談を活用ください。作成相談は、申請書を作成のうえ、受けてください。商工会議所・商工会によっては、策定指導依頼期限や計画申請期限（提出期限）を踏まえて、別途作成相談等の期限を設けています。計画内容や申請書等が未記載で相談を行う場合は、作成相談に多くの時間を要し、提出期限に間に合わないこととなりますのでご留意ください。

なお、相談多数の場合はお断りすることがあります。事前に商工会議所・商工会等に問合せのうえ、早めに相談予約をしてください。提出期限直前の相談は対応できかねます。

Q 6 経営革新計画策定指導員による策定指導は受けなければならないか

A 6 経営革新計画策定指導員による策定指導は、必ず受けてください。

また、策定指導の依頼は商工会議所・商工会の担当者または各中小企業振興事務所にお尋ねください。

なお、策定指導依頼には期限がありますので、ホームページでご確認ください。

Q 7 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、NPO法人は対象になるのか

A 7 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、NPO法人は経営革新計画の申請対象外となるため、本補助金についても対象外となります。（その他の特別法人については新事業支援課までお問合せください）

Q 8 他の都道府県から福岡県に移転（引っ越し）した場合は、補助申請できるか

A 8 福岡県内での直近1年（少なくとも6カ月以上）の事業実績があり、この期間に決算（税務申告）を行っていることが必要です。福岡県に移転（引っ越し）した場合でも、決算（税務申告）を行っていない場合は、補助申請できません。

Q 9 代理申請は可能か、また、代理人が策定指導を受けても良いか

A 9 代理申請は認めておりません。また、策定指導は、申請者本人（代表者又は事業責任者）が受けてください。

1. 令和6年度経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金に係る経営革新計画について

Q 1 令和6年度経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金を申請する際に、経営革新計画で特に留意することはあるか

A 1 以下の3点は審査の際、必ず確認する点となりますのでご注意ください。

① 別表1 経営革新計画

新たな取組に必要な機器等が、必要な理由とともに記載されているか。

② 別表2 実施計画及び実績

補助金申請予定の機器等の購入時期（施工時期）と、別表2の実施時期の整合性が取れているか

③ 別表4 設備投資計画及び運転資金計画

補助金申請予定の機器等の購入物（施工内容）及び金額について、別表4の内容と整合性が取れているか

2. 計画の変更について（令和6年度経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金を申請する予定の事業者の方）

Q 1 承認を受けた計画の変更は、どのようなときに行うのか

A 1 承認を受けた計画における取組（経営革新事業）とは別の新たな取組（新たな経営革新事業）を追加する場合です。

なお、同一年度内での実施時期の変更や、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等、承認を受けた計画の主旨を変えないような軽微な変更については、計画の変更申請は不要です。この場合、変更承認を受けられませんので、補助申請もできません。

Q 2 計画の変更の場合、どのような事業が補助対象になりうるのか

A 2 補助対象となりうるのは、計画変更に伴い、新たに追加された新事業活動（新たな経営革新事業）です。具体的には、変更によって新たに追加する計画内容で「別表1 新事業活動の 類型（類型1～6）」のいずれかに「○」が該当する

ような変更内容です。

- 例 1) 飲食店がセントラルキッチンを導入する計画を作成し承認を受けた。今回、店内飲食でのみ提供していたメニューを EC 販売するため、EC サイトを構築する変更計画を作成して、補助申請を行う場合。
- 例 2) 宿泊業を営む事業者がワーケーションへ対応した新サービスを開始する計画を作成し承認を受けた。今回、DX による業務効率化のため宿泊予約管理システムを構築する変更計画を作成して、補助申請を行う場合。
- 例 3) 美容室が対面での美容講座を新規開設する計画を作成し承認を受けた。今回、美容講座をオンラインにて実施し、受講対象を全国に広げていく変更計画を作成して、補助申請を行う場合。
- 例 4) 飲食店がテイクアウト用の新メニューを開発する計画を作成し承認を受けた。今回、これまで取り扱っていなかったジャンルのテイクアウト用商品を開発し、製造に必要な機械を導入する変更計画を作成して、補助申請を行う場合。
- 例 5) 食品製造事業者が新商品を開発する計画を作成し承認を受けた。今回、同商品を EC サイトを構築して販売開始する変更計画を作成して、補助申請を行う場合。

Q 3 補助対象になりえない計画の変更とは、どのような場合か

A 3 計画における既存事業、及び既に実施している新事業活動（経営革新事業）は補助対象外となりますのでご注意ください。以下のような計画変更は、変更承認を受けたとしても補助対象外と判断される可能性があります。

- 例 1) 既に実施している経営革新事業の拡充飲食店が宅配事業を開始するため、宅配用バイクを導入する計画を作成し承認を受けた。今回、2 台目の宅配用バイクを導入する計画変更を作成して補助申請を行う場合。
- 例 2) 既に実施している経営革新事業の拡充美容室がエステ事業を開始、A 市でエステの広告チラシを配布する計画を作成し承認を受けた。今回、B 市でも広告チラシを配布する計画変更を作成して補助申請を行う場合。
- 例 3) 既存事業の更新スポーツジムがレンタルサイクル事業を開始する計画を作成し承認を受けた。今回、スポーツジムのマシンを更新する計画変更を作成して補助申請を行う場合。
- 例 4) 既存事業の更新理容室が、男性専用のヘッドスパを提供する計画を作成し承認を受けた。今回、老朽化した外壁を塗装する計画変更を作成して補助申請を行う場合。
- 例 5) 既に実施している経営革新事業の拡充飲食店が店内飲食で提供していたメニューを EC にて販売する計画を作成し承認を受けた。今回、EC サイトで販売している商品の販売促進を行うための PR 動画を作成する計画変更を作成して補助申請を行う場合。
- 例 6) 既に実施している経営革新事業の拡充アクセサリーを販売している事業者がこれまで対面販売としていた商品を EC にて販売する計画を作成し、承認を受けた。今回、EC の広報のため、リスティング広告を実施する計画変更を作成して補助申請を行う場合。
- 例 7) 既に実施している経営革新事業の拡充動画撮影サービスを提供している事業者が、一般向けに動画撮影手法の講座を動画配信する新サービス提供の計画を作成し、承認を受けた。今回、講座への申込方法を提携企業経由だけで

なく、自社ホームページから申し込みできる計画変更を作成して補助申請を行う場合。